

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2022.4

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★

CCUS登録はお任せ下さい！

制度開始から今年で4年目になる建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）。既に登録はお済でしょうか？最新の登録状況（2021.9発表）では事業者登録で全事業者の約半数、技能者登録では技能者総数の約5人に1人が登録済だそうです。まだなら急いで登録しましょう。

☆なぜ登録が必要なの？☆

制度開始から今年で4年目となり制度も充実してきたように思います。特に国は2023年からは「あらゆる工事で完全実施」を目指しており、今年は登録や工事現場への導入促進のため助成金も設けられています。

一方、社内でも技能者の皆さんの誇りにもなるのではありませんか。「2級セコカン」合格したので「能力評価」して4級の「ホワイト」から2級「シルバー」に変更です。ご本人も自慢したくなりますよね。

1 経審改正予定(加点アップ)

現在、一定の要件を満たした技能者がいる場合には最大で6点加点されています。来年1月からは、更に全現場で導入すると15点、全公共工事で導入すると10点を付与される予定です。

2 外国人の受入れには必須

技能実習生や特定技能外国人の受入れには登録が必須要件となっています。

3 見える化評価制度と連動

2021年4月からスタートしている専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度。現在、とび・土工、鉄筋、建築大工などの6業種で評価基準が公表されており、CCUSと連動して4段階の星印（☆）で評価されます。

※今後も建退共との連携等も進んでいます。今や、建設業のマイナンバー！



今年4月【新規】：人材確保等支援助成金（CCUS等普及促進コース）
人材開発支援助成金 認定訓練コースご活用ください！

☆CCUS登録行政書士に登録しました☆

牟田美智代事務所！今年2月からスタートしたCCUSの代行申請を行う「CCUS登録行政書士」登録しました。以前から多くのお客様のお手伝いをさせて頂いており経験豊富なスタッフが担当します。また、技能者登録の能力評価も代行いたしております。申請から審査完了までには事業者・技能者登録を併せて2か月程度は必要です。登録の際は早めにお声がけ下さい。特定技能労働者の雇入れ、専門工事企業の見える化評価制度への第一歩です。

★運送業★ 利用運送事業 変更届

貨物利用運送事業に変更があった場合は変更届が必要です。

	変更項目	提出期限
①	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	その日から30日以内
②	主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地	その日から30日以内
③	事業の経営上使用する商号	その日から30日以内
④	利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要	届出事由の発生した後遅滞なく
⑤	保管施設の概要	届出事由の発生した後遅滞なく
⑥	法人であって、代表権を有しない役員又は社員	前年7月1日から6月30日までの期間にかかる変更について毎年7月31日まで

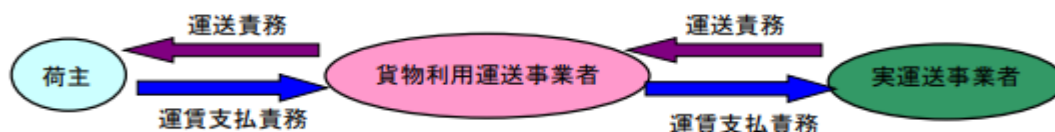
緑ナンバーの事業者様は、都度つど変更届を出されていると思います。

利用運送は、住所や名称の変更でなく利用する実運送事業者が変わった際にも届出が必要です。新たに取り引するようになった会社とは契約書は結んでおられると思いますが、その際に変更届を提出しておられますか。追加になった際も一緒です。

コンプライアンス違反には厳しいご時世です。変更があればすぐに提出しましょう。

そもそも利用運送って何？

貨物利用運送事業とは他人（荷主）の需要に応じ、運送責任を負って有償で、実運送事業者を利用して貨物の運送をする事業をいいます。したがって、自社貨物を実運送事業者に運送させるといった自らの需要に応じる行為や、無償で貨物利用運送を行う行為は貨物利用運送事業とはなりません。



貨物利用運送事業には第一種と第二種があり、第一種貨物利用運送事業はトラック、船舶、鉄道、航空のいずれか一つの輸送モードを利用して行うサービスです。第二種貨物利用運送事業は、幹線輸送（船舶、航空、鉄道）に係る利用運送と、当該利用運送に先行し及び後続するトラックでの貨物の集荷及び配達（トラック事業者の行う運送にかかる利用運送を含む）を一貫して行う事業です。

ちなみに軽貨物の事業者を利用して行う場合も第一種貨物利用運送事業に含まれます。

Gマーク新規、更新申請準備中

安全性の積極的取組と同様、定期巡回指導の結果も影響します。
今年更新や新規申請をお考えの事業者様、早目にご連絡下さい。

満点、100点目指して頑張りましょう！田口

★産廃業★

～年間計画・社員教育のススメ～

いよいよ 2022 年の年度始まりですね！新しい年度のスタート際し、新たな計画や様々な抱負をお持ちかと存じます。今回はそんな年度初めにお勧めしたい 2 点についてのお話です。

■ 年間計画の策定

目標や目的を達成するためにこれからどう動くのかをまとめるのはとても大切です。何を、いつ、誰が、どのように実施するのか、年間の計画を立てることで事業の効率化が図れるだけでなく、どこへウェイトを置くべきなのか、どの課題に資源を割くべきなのかをしっかりと見直すことができます。特に目標が高く、達成までの工数が多いほど、計画立案は重要です。目標達成に向けてしっかりした段取りが組まれていると、周囲を納得させることもでき、計画がスムーズに進みます。大局の計画・ロードマップがあることで仕事にメリハリがつき、それが結果的に業務の質を高めることにもつながるのです。

特に、昨今のコロナ禍で多くの会社が新規分野展開や業態転換を迫られ、政府の補助金にも申し込みが殺到しているようなこのご時世、これまで以上に年度初めのしっかりした立案をおススメしたいところです。

■ 社員教育の充実

会社としての計画・方針が整ったら、次はそれを共に実行していく社員の教育も忘れてはいけません。特に産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が多い業界です。各都道府県の産廃処理業者で組織される連合会も安全衛生委員会を設置し、労働災害防止計画を策定して労災を減らす取り組みに注力しています。

※「労働安全衛生法」では、事業者が労働者を雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときなどに、労働者に対し従事する業務に関する「安全」または「衛生」のための教育を行うことを義務付けています。

○労働安全衛生法に基づく労働安全衛生教育の種類と内容

- | |
|--|
| (1) 雇入れ時教育 (2) 作業内容変更時の教育 (3) 特別教育 (4) 職長等への教育
(5) 危険有害業務従事者への教育 (6) 安全衛生水準向上のための教育 |
|--|

○産廃講習会、研修会・実務講習など

産廃業を始める上で欠かせない「産業廃棄物処理業講習会」。作業員さんから事務員さんまで、産廃に関わる誰もが知っておいて欲しい知識が詰まっており、テキストも非常に分かりやすい内容になっています。ちょうど 2022 年度から受講料もお値打ちになったのでおすすめです！<https://www.jwnet.or.jp/index.html>【日本産業廃棄物処理振興センター】

また、各都道府県の協会でも、産廃を扱う上での各種研修会・勉強会、施設見学会などを精力的に行っています。すぐに役立つ実務講習や、法改正に伴う話題を取り扱ったものも。空いた時間に動画でさっと確認できる形式も増えており、短時間で理解しやすくまとめられています。<https://www.aisanky.com/>【愛知県産業資源循環協会】

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>【全国産業資源循環連合会】

★その他★ 自動車の積載制限が改正されます！

現行の制度では自動車の長さの10分の1の長さであればはみ出して積載することが可能ですが、令和4年5月13日に施行される制度では10分の2まではみ出して積載することが可能になります。

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさの制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さ L にその長さの10分の1の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さ L にその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
積載の方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと
イメージ	<p>積載物の長さ$\leq L' \times 1.1$ 前後の貨物のはみ出し$\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅\leq自動車の幅 左右の貨物のはみ出し不可</p>	<p>積載物の長さ$\leq L' \times 1.2$ 前後の貨物のはみ出し$\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅$\leq W' \times 1.2$ 左右の貨物のはみ出し$\leq W' \times 0.1$</p>

例えば車長10mのトラックに長い荷物を積む際に今までは11mまでのものしか積載することができませんでした。それが今回の改正により12mまでの荷物を積むことができるようになります。幅についても車幅2.5mのトラックであれば3mの荷物を積むことができるようになります。制限が緩和されますが今まで以上に安全確保に気を配る必要があります。

2022年度産廃講習会 試験日程発表！

令和4年3月22日付けで、令和4年度講習会日程が発表されました。

申込受付は、**2022年4月1日 9:00～開始**。下記サイトからWEB申込みのみの対応です。

○公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>

※本年4月開催分より各受講料の変更（値下げ）がございます。

	【変更前】	【変更後】		【変更前】	【変更後】
・ 収運新規	30,500円	→ 25,300円	・ 処分新規	48,700円	→ 39,600円
・ 収運更新	19,900円	→ 16,500円	・ 処分更新	25,200円	→ 20,900円 など

※WEB申し込み時、下記必要となりますので事前にご準備下さい。

○受講者の顔写真データ ※画像ファイル横640×縦832ピクセル以上
(デジカメ撮影データの切り抜きや、写真のスキャンデータ等でも可)

※愛知での直近開催は下記の通りです。

【更新】収集・運搬課程 2022年6月7日（火）、2022年6月29日（水）

【新規】収集・運搬課程 2022年6月7日（火）、2022年6月8日（水）

※今年も4・5月開催がありません